

西宮市社会福祉審議会

令和元年度第1回 児童福祉専門分科会

会 議 録

□開催日時 令和2年2月7日（金） 午後1時30分～

□開催場所 西宮市議会 3号委員会室 （市役所本庁舎議会棟3階）

□出席者

- ・委員：才村会長、一色委員、熊谷委員、側垣委員、中西委員、八代委員
- ・事務局：時井こども支援局長、大神子供支援総括室長、安福子供支援総括室参事（計画推進担当）、貴志保育施設整備課長、田中保育幼稚園指導課長、小島子育て支援部長、岡田子供家庭支援課長、伊藤子育て事業部長、松井保育幼稚園支援課長、秋山保育入所課長、海部子育て総合センター所長、松本厚生第1課長、塚本地域保健課長、佐々木学校教育部長、中前学校保健安全課長、山本教育支援課長、竹村学事課長、中島社会教育課長、中尾放課後事業課長

会議次第

議事

- (1) 保育所、幼保連携型認定こども園の認可について
- (2) 子ども・子育て支援プランの評価方法等について
- (3) 子ども・子育て支援プランの評価について

議事（１）保育所、幼保連携型認定こども園の認可について

○事務局 定刻となりましたので、ただいまから令和元年度第１回社会福祉審議会児童福祉専門分科会を開会します。

本日は、委員総数８名のうち出席委員６名で、出席委員数が会議開催要件である過半数に達していますので、西宮市社会福祉審議会規則第３条第６項の規定により、当専門分科会が成立していることを報告します。

次に、資料の確認をします。

資料は３点です。１点目は、左上をホッチキスどめしている「会議次第、委員名簿、座席表、事務局名簿」、２点目は、左２点をホッチキスどめしている「資料集」、３点目は、左上をホッチキスどめしている「参考資料集」です。なお、先にお送りしました座席表に変更がありましたので、訂正後の座席表を机上配付しています。お手数ですが、差し替えをお願いします。資料は全てお揃いでしょうか。足りないものがあればお申し出ください。

これからの議事進行は会長をお願いします。

○会 長 本日は、公私ともにお忙しい中、また、この冬一番の寒さの中をご出席いただき、ありがとうございます。

審議に入ります前に、事務局に傍聴希望の方がおられるかどうかをお尋ねします。

○事務局 本日はいらっしゃいません。

○会 長 現在のところ傍聴希望者はおられないとのことでしたが、会議の途中で傍聴希望者が来られた場合、随時入室していただいでよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○会 長 まず、本日の議事について事務局から説明をお願いします。

○事務局 次第をご覧ください。本日は、審議事項が３点あります。

審議事項の１点目は、「保育所、幼保連携型認定こども園の認可について」です。児童福祉法などでは、保育所などを新たに認可する場合にあらかじめ審議会で意見を聞くこととなっています。本市では、当分科会で意見を聞くこととしており、今回は、今年４月に開園する保育所及び保育所から認定こども園に移行する施設について説明します。

審議事項の２点目は、「子ども・子育て支援プランの評価方法等について」です。本市の子供・子育て支援施策の包括的な計画として、平成29年度に子ども・子育て支援プランを策定しました。計画策定にあたり、当分科会で「子供の貧困対策」「ひとり親家庭支援」、「児童虐待防止対策」についてご審議いただきました。本日は計画の進捗状況等を事務局から報告し、委員の皆様にとり組状況等についてご意見をいただきたいと考えていますので、評価方法等について説明します。

審議事項の３点目は、「子ども・子育て支援プランの評価について」です。審議事項の２点目で確認します評価方法を踏まえ、実際に評価を行っていただきます。

説明は以上です。

○会 長 ただいまの事務局の説明にありましたように、審議事項が今日は3点あります。事務局のご都合で10分ほど早く終わってほしいとのことですので、全体で2時間半弱となります。おおむねの時間の割り振りとしましては、議事(1)の保育所等の認可に関する審議を30分程度、残りの時間を議事(2)と(3)の子ども・子育て支援プランの評価等に関する審議に充てたいと考えていますので、積極的なご発言と円滑な進行にご協力いただきたいと思います。

それでは、議事(1)「保育所、幼保連携型認定こども園の認可について」です。事務局から説明をお願いします。

○事務局 保育所、幼保連携型認定こども園の認可について説明します。

資料集1ページをご覧ください。

保育所の認可にあたっては、社会福祉審議会児童福祉専門分科会で意見を聞くこととされています。また、幼保連携型認定こども園の認可にあたっては、法律の規定により、幼保連携型認定こども園に関する審議会その他合議制の機関に意見を聞かなければならないとされています。西宮市においては、社会福祉審議会児童福祉専門分科会にその機能を担っていただくこととし、当分科会で意見聴取をしています。

今回ご意見をいただく対象となる施設は、認可保育所が1施設、幼保連携型認定こども園が5施設となっています。なお、分園については、本園と一体となるため、資料は本園と分園を併せて1施設として記載しています。

保育所、幼保連携型認定こども園については、それぞれ設備や運営に関する基準を市の条例で定めており、認可を受けるためにはその基準を満たしていることが求められます。参考資料1ページをご覧ください。認可基準について説明します。

保育所、認定こども園それぞれ必要な職員数と職員資格、保育室等の基準を表にしています。

まず、一番左の職員数です。保育所では、4・5歳児の配置基準を、国基準では30対1としているところ、西宮市では20対1としています。

一番右の保育室等です。

保育所、幼保連携型認定こども園においては、0歳児の乳児室の1人当たりの面積1.65㎡以上が国基準のところ、西宮市では3.3㎡以上としています。

また、保育所の園庭については、国基準では保育所付近に代わるべき場所があれば差し支えないとありますが、西宮市では、3歳以上の児童を保育する認可保育所については敷地内に園庭が必置となっています。なお、幼保連携型認定こども園の園庭の基準については、国基準のとおりとなっています。

次に、2ページの参考資料Bをご覧ください。これは国の作成した資料です。

幼保連携型認定こども園は、平成27年度より、学校かつ児童福祉施設としての単一の施設として位置付けられ、基本的な考え方として、幼稚園又は保育所の高いほうの基準を引き継ぐこととされています。子ども・子育て支援新制度が施行された平成27年度以前からあります保育所・幼稚園が幼保連携型認定こども園へ移行する際には、設備に関して移行特例が設けられています。適正な運営が確保されている保育所・幼稚園は、それぞれの基準を満たしている場合には幼保連携型認定こども園への移行が可能となっています。

資料集1ページにお戻りください。下段に保育所等を新たに設置する場合の流れのイメージ図を示しています。

まず、西宮市で保育所や幼保連携型認定こども園を設置・運営する法人を公募します。応募してきた事業者の提案内容を審査し、事業者を決定することとなりますが、事業者の決定に際しては、学識経験者4名で構成する保育所等整備審査委員会において、事業者が作成した事業計画や資金計画についての審査を行い、職員体制や設備について認可基準を満たしていることを確認しています。その後、本日、当分科会でご意見をお聞きし、認可を行うものです。

次に、3ページをご覧ください。

(1)の「西宮本町つきの保育園」は、社会福祉法人linkworks wellnessが本町で定員50名の保育所を新設するものです。

下段の「③整備審査委員会での主な意見」として、1つ目は、社会福祉法人としての円滑な運営管理を行うことができるよう体制を整えること、2つ目は、障害児保育については、西宮市主催の研修に参加し、西宮市の公立保育所を参考にすること、3つ目は、西宮市主催の研修をはじめ外部研修にも積極的に参加することを記載しています。また、4つ目として、法人から提出された事業計画書の開園当初の勤務シフトに関して、必要十分かつ現実性のある勤務シフトが計画されているという評価をいただいています。社会福祉法人linkworks wellnessについては、保育所の新設整備に伴い新規認可された社会福祉法人であるため、法人の体制にも言及した意見を委員会よりいただいています。

続いて、(2)から(6)の幼保連携型認定こども園について説明します。

詳細は資料4～8ページで、すべて既存保育所からの移行です。4ページの(2)の「西宮夢」と分園の「西北夢」は、それぞれ「西宮夢保育園」、「西北夢保育園」から、5ページの(3)の「のぞみ夢」と分園の「夙川夢」と「つばみ夢」は、それぞれ「のぞみ夢保育園」、「夙川夢保育園」、「つばみ夢保育園」から、6ページの(4)の「東山ぼぼこども園」、「東山ぼぼこども園分園」は、それぞれ「東山ぼぼ保育園」、「東山ぼぼ保育園分園」から、7ページの(5)の「船坂保育園」は、同じ名称の「船坂保育園」から、8ページの(6)の「マーヤこども園」は、「マーヤ保育園」からの移行となっています。

これらの園については、現在ある園舎を活用して認定こども園へ移行することから、施設整備に関する既存施設の移行特例が適用されることとなっており、園舎や園庭の基準は現行の保育所基準を満たせば幼保連携型認定こども園の認可基準を満たす必要はないこととなっています。

書類審査の結果、いずれの園においても、幼保連携型認定こども園の認可に関する基準を満たしていること、移行する前の保育所としての適正な運営が確保されていたことから、特に認可を妨げる要因はないと考えています。

今回、意見聴取の対象となっている保育所及び幼保連携型認定こども園について、保育内容等に関する助言、専門的な見地からのご意見をいただければと思います。

説明は以上です。

○会 長 ただいまの事務局の説明に対して、ご意見、ご質問はありませんか。

○委 員 認可保育所の予定施設の(1)の「西宮本町つきの保育園」ですが、いつも申し上げていることですが、この施設概要だけではどういう保育所なのか全然分かりません。

図面もないし、園庭がどこにあるのかもなし、法人自体の組織運営の状況も分かりません。その中でこれがOKかどうかを判断することはできないと思います。前からそのことは申し上げているのですが、判断する資料がここになくて、この部分だけで判断することは難しいのではないかと思います。意見を求めるときにはもっと詳しい資料をいただかないと、私たちは判断できないのではないかと思います。

○事務局 図面や職員体制等の資料がないと判断ができないとのご意見ですから、次回以降の資料作成について留意したいと思います。今回は失礼いたしました。

○会 長 次回以降は色々な資料があるということです。

○委 員 次回以降なのですね。ここでOKしてしまうと進んでしまってどうしようもない。これは以前から申し上げていることですが、こういうことを審査するときには詳しい資料がなければ判断できません。もちろん、学識経験者4名による市の選定委員会はありますが、ここに意見の概要は出ていまして、その先生方がどのように判断されたのかという具体的なことが分かりませんので、少し困るなと思いました。審議会で審議しろと言うのなら、それなりの資料が提出されないと審議はできないと思いますので、次回以降ではなしに……。ほかの委員の方はいかがですかね。

○委 員 この法人は、全く運営実績なしと書かれているのですが、関連した事業は何もされていなくて、新規に立ち上げられたのでしょうか。

○事務局 保育事業をこのたび初めて行う事業者で、今回の保育所第1号に合わせて社会福祉法人を立ち上げたという経緯です。

○委 員 社会福祉法人としてどういう組織であるかという申請書類はあるのですね。

○事務局 社会福祉法人としての設立は済んでいます。

○委 員 実績なしと書かれると、ないのに大丈夫だろうか心配になります。経験も何もなくて、突然社会福祉法人を立ち上げられてこの4月からとなると、少し不安があります。大丈夫なのでしょうか。

○事務局 社会福祉法人そのものに対する監査もありますし、保育所に対する監査もあります。それらを通じて見守っていきながら、適切な運営を確保していかなければならないと思っています。

○委 員 育てていかれるという感じですか。

○会 長 具体的な資料がない以上、どういったことが懸念されているのか。●●委員がおっしゃったように、ほかの施設の運営実績がないこと自体への危惧なのか、それ以外に具体的に何かありますか。どこまで出せるかはあれですが。

○委 員 どういう方針で保育所を運営されるのかという運営方針であったり、何を特徴として挙げていらっしゃるのかとか。認可されたら西宮市私立保育協会にも入会申込みをされていると思いますので、我々もおつき合いをしていかないといけないし、保育協会の仲間として保育協会としても責任を持っていかないといけないのです。私は副会長として発言させていただいています。ですから、最初の認可の申請の時に色々な意見を聞いてほしいと何年も申し上げているのですが、設立して運営が始まってしまえばそれでいいのではないかとということではないと思います。確かに、待機児童が多いからとにかく保育所を増やさなければいけないということはありますが、よその保育所のことだからあまり言えないのですが、中身の質であったり、全体的に高めていこうとか、全

国の保育所が「子供主体に」という方向性を目指していこうとしている時に、私たちの仲間として本当に一緒に目指せる運営をされるのかについては大変危惧します。それぞれの社会福祉法人の独自性があるので、そこまで細かいことは言えませんが、協力してやっていただけるのかどうかについてもすごく危惧するところがあるので、そのあたりを含めた意見として言わせていただいています。

○委員 私も全く同じ意見を申し上げようと思っていたのですが、判断材料が何もありません。ホームページを見ると保育所の募集が載っていて、確かにプールを使って教育していくみたいなことが書かれているのですが、それ以外は、どういう経営者でどういう園長なのかも全くわからないのに、それでいい・悪いを言えと言われても、なんとも言いようがありません。

当然、整備審査委員会ではこういう情報だけでは審査できないと思いますから、もう少しさまざまな情報をとった上で審査されたと思います。極端に言うと、興信所を使って経営者のプロフィールなどを調べているのかとか、保育をビジネスとして考える方も出てきていますので、きちんとした経営者であるかどうか。判断するときには、法人はできて間もないから、人物からしか分からないと思うので、経営者はどうかなどをきちんと審査しなければいけないと思います。経歴はどうか財政内容とかの審査をせずに、ただ単に形式だけ整っていればいいというのでは問題だと思います。

我々も、これで判断しろと言われてもどうしようもないので、もう少し具体的な法人や経営者や園についての情報をいただけませんか。例えば他に法人を持っているかどうか、ほかのビジネスもやっている経営者なのか、色々と調べるべきことはありますが、それがないと、どういう人が経営してどうするのかは、ホームページ以外は何も情報をとれないので、●●委員がおっしゃるとおりだと思います。

○事務局 法人の代表者のプロフィールとか、園長予定者が誰だとか、財務内容も含めて、事業者から書類を提出いただいて、保育所整備審査委員会において審査いただいています。

他の園の運営については、linkworks wellnessはたまたまないので、あった場合には資料に記載するようにしています。

○委員 今、地域のほうで問題になっていることがあります。昨年、1つの保育所ができて、その園長先生が地域と交流を持ちたいとお話をしてくださっているのです。第三者委員会を立ち上げたいとおっしゃってくださっているのはすごくありがたいのですが、私たちにすると、どのように交流を持てばいいのか、資料が全然ないので、もしできればそういう資料をいただければと思います。

それと、私は青愛協の会長をしていますので、トライやる・ウィークを受け入れていただきたいので、そこにもお願いしたいのですが、受け入れてくれない保育所もあります。それは園長先生の考えだと地域の方から聞いています。地域としては地域で仲よくしていきたいと思っていますし、これから先もたくさん園ができると思いますが、地域と交流してもらわないと色々な摩擦が起こってくると思いますので、市は、新設保育所と地域との交流についてどのように考えていらっしゃいますか。

○事務局 保育施設も地域の一員ですので、交流をしてしかるべきだと思います。ただ、確かに園によってその濃淡ややり方に様々な考え方があろうかとは思いますが、

○委員 第三者委員会を持っていないとやはり問題が起こりますね。その場合はどのように園と交流すればいいのですか。車の止め方にしても、通園時に車がばあつと並んだりしていますので、それに対して周りの方からやはり苦情が出てきます。その場合、どのようにお話を持っていけばいいのですか。インターホン越しでの通話だけで、全然出てこられないらしいのです。少し問題かなと思います。

○会長 第三者委員会というのは、苦情処理のための第三者委員会ですか、それとも、日ごろの運営にあたって第三者の意見も聞きながらそれを反映させていくためのものですか。

○委員 運営のためのものだと思いますが、そのあたりが何もないものですから。何かあれば進めていきやすいとは思いますが。

○事務局 苦情処理に関する第三者委員会は設置しなければいけないことになっています。まず、保育所の苦情受付担当者が苦情なりをお聞きします。これは大体、施設長・園長がなられている場合が多いです。そこで話をされて、園が対策を考えて解決することが多いのですが、そこで両者の言い分が違って、第三者も入れたほうがいいとなったときには、園のほうで第三者委員を設定されていますので、そこに言っていただきまして、今度はその方が間に入って苦情処理に当たるという仕組みになっています。

ただ、インターホン越しでなかなか出てこられないというお話は、こちらにも実際に確認したわけではないのであれですが、普通に考えるとあまりいいやり方ではないとは思いますが、そういった形で対処は可能だと思います。

園にお聞きになるか、ホームページで公開しているところも多いですから、そういった形で処理されたらどうかと思います。

○委員 保育所の重要事項説明のときに、第三者委員はこの人という形で、電話番号とお名前が必ず載っていますし、保育所と地域の関わり方としては、地域の団体を通してされるのが一番いいと思います。周りの町会などには必ず説明会を開いていますので、そのあたりで交渉できると思います。一人で苦情を言いに行くことはもう一つだと思いますので、必ずそういう形がありますし、園のほうからも何かあれば報告は必ずありますので、それは大丈夫だとは思いますが。

○会長 先ほどの西宮本町つきの保育園の認可について、あまりにも情報が乏しいので、意見を言えと言われても言えないという意見について、もう少しお願いします。

○委員 私も皆さんと一緒に、判断しにくいと思ったので、何点か質問をしたいと思っています。

1点目は、運営実績がないけれども、あゆみ保育を始められるようですが、どのようにスタートさせるのでしょうか。当初から申込みがあって、あゆみ保育が始まるのか、その場合はどういったフォローがあるのか、どういったお子さんが来るのかなどについてはきちんと把握できているのでしょうか。

2点目は、整備審査委員会での意見の1番目に「社会福祉法人としての円滑な運営管理を行うことができるよう体制を整えること」と書かれていることが大変気になっています。何を危惧されてこういったご意見が出たのかを教えてください。

3点目は、先ほどから出ているプールの設置ですが、プールは園庭とみなされているのかという園庭との関係や、プールは必ずやらなければいけないものになっているのか、

選択制になっているのか、そういった情報があるのかどうか。

その3点について教えていただきたいと思います。

○事務局 まず、2点目の整備審査委員会での主な意見の「体制を整えること」の趣旨ですが、このたび社会福祉法人を立ち上げたという経緯もありましたので、計画的にしっかりした体制を整えてくださいという趣旨で、現状で何が悪いからという趣旨ではないです。

○委員 定款ですか。

○事務局 定款ではなく、このたび組織を立ち上げるから、注意喚起という意味でこの意見が整備審査委員会から出ているということです。

○会長 ですから、具体的に何か問題があったということではないのですね。

○事務局 そういうわけではありません。

○会長 何せ初めてなのでと。

○事務局 そうです。初めてなのでしっかりやってくださいねという趣旨です。

3点目のプールに関しては、園庭の計算には入っていません。この保育園は、プールとは別に、屋上になりますが、園庭を確保しています。

1点目は、あゆみ保育の対象となる子供が実際に来るのかというご質問でよろしいですか。

○委員 実際に来るのかどうかも含め情報があるのか、あった場合はすぐに対応しなければいけないでしょうし、当初ないのであれば、それまでにどういったフォローをされていくのかです。とにかく初めてですので、先ほどの経営体制というのはすごく重要だと思うので、その両面を今どのように考えていらっしゃるのかを聞きたいと思います。

○事務局 体制については、資料集の審査委員会の意見の2点目にもあるとおり、市主催の研修会に参加するなりして、一言で言えばしっかり勉強してくださいという趣旨の意見をいただいているところです。なにぶん初めてなので、しっかり勉強してくれということですよ。

○事務局 補足しますと、メニューの1つとしてあゆみ保育も取り組みますという内容です。4・5ページの既存園のところでも書かれているように、こういうことも取り組んでいくという内容で、今すぐそういう方がおられるからメニューとしてここに書いたという趣旨ではありません。

○事務局 一般論になってしましまして、個別の保育所がスタート時にどうなるかとは少し違う話ですが、通常、あゆみ保育という障害のある子など配慮が必要なお子さんの保育にあたっては、公私立を問わず、あゆみ審査会という機関を設けています。この中には、公私立の施設長や保育士、あるいは保健師、ドクターや心理士など、そういった専門スタッフを含めて、例えばその対象児童に対して加配の保育士が必要であるのかどうか、あるいはどういう支援が必要なのかを審査するという形でのサポートがあります。より専門的となりますと、例えばこども未来センターでもフォローするような形で、配慮が必要なお子さんに対するサポートを市としても行っています。

○委員 ●●委員が心配されているのは、新設園なので、もし障害のあるお子さんがいらっしゃったら最初から受入体制ができるのかどうかです。私立保育協会でも、アウトリーチの先生をお願いして見ていただいて、指導を受けるという事業をしていますが、

全く初めてのところで初めて受け入れるとなると、それはすごく不安ですので、そのあたりで入所選考の配慮はあるのですか。

○事務局 既に4月入所の募集は終わっていますが、他の既存園と同様に、4月からの受入分は募集をしています。ただ、何段階かの入所選考の途中ですので、最終的に加配が必要な障害のあるお子さんが入所するのかどうかについては決まっていらない状況です。保護者の希望もありますので、もし障害のあるお子さんが希望されていて、入所の基準を満たして入所できる状況でしたら、どこも同じですが、保育入所課としては、保健師から園に連絡して、健康調査票や実際に見た状況などを詳しくお話して、最終的に園のほうで受けることが可能かどうかも含めて調整するという流れになっています。

○委員 保育所は受け入れる側なので、いつどのようなお子さんが来られるのかは確かに分からない。だからこそ、きちんと整えた状態で受入体制をつくっておいてほしいと強く思います。「これから研修を重ねながらお子さんを受け入れていきます」ではなく、やはりスタート時からいつ来ても大丈夫という状態になってほしいという意見を持っています。

先ほど、プールは園庭とは別で、園庭は屋上に設置していると説明がありました。園庭が屋上の場合、近隣に園庭に代わるような公園などがなければいけないのではなかったですか。

○事務局 それはいいです。屋上園庭そのものが認可基準上の園庭にカウントされます。

○委員 この保育所では、屋上だけではなく、近くの公園で遊ばせるという保育内容はあるのですか。

○委員 地図を見てみると、近くの広い遊び場らしきところは西宮神社の境内です。それぐらいしかないですね。

○事務局 事業者が出した事業計画書の中では、近隣の神社等にバギーや避難車等を使って遊びに行くという記載があります。

○会長 資料がない中で、各委員から色々なご質問が出まして、運営体制については色々不安なところはありますが、ある程度はイメージがつかめてきたのかなと感じます。その点に関しては、新設のところでもあるし、ほかの運営実績が全くないところから、実際にスタートしてからも、きちんと市のほうで適切な運営が行われているかどうかを注意してフォローをお願いできたらと思います。

ただ、●●委員から、例えば保育理念がどうかという根幹にかかわる懸念が示されたと思いますが、保育の理念についてはどのように書かれているのでしょうか。

○事務局 事業者がホームページに記載しているところによると、4点あります。1つ目が、子供の心に寄り添い、丁寧にかかわる保育をする、2つ目が、精神的・知的・身体の調和的発達を促し、基本的な生活習慣を育てる、3つ目が、子供の発達において一番大切な3歳までの乳児期を育児担当保育にしていく、4つ目が、遊びを中心とした保育、これらを特色なり方針として掲げています。

○会長 保育と教育の混同というか、むしろ教育のほうに重点が置かれているのかと思ったのですが、少なくとも提示されている理念からすると、保育所保育指針に沿ったものという印象を持ちます。

この件については、次回以降はもう少し詳しいデータを出していただくとして、この

西宮本町つきの保育園については、随分色々なご質問を頂戴し、事務局から答えていただく中で、ある程度具体的なイメージが持てたかなと思います。ただ、不安もありますし、運営実績が初めてということもありますので、事務局のほうで特にきちんとしたフォローをしていただくという前提でこれについては一応承認するということでよろしいでしょうか。

○委員 もう少しお聞きしたいのですが、経営者のプロフィールですね。要は、西宮市在住なのか例えば東京に住んでいる人なのか、ほかの事業をやっているのかどうか、この2点をお聞きしたいのです。

○事務局 法人理事長は県内の宝塚市です。ほかの事業については、手元の資料に記載がないので記憶で申しますが、別の会社でフィットネス事業をやっておられます。

○委員 もう1点、こういうときは、例えば興信所を使って経営者に関することを調べたりされているのですか、そういうことは一切しないのですか。

○事務局 提出書類の中に理事長の履歴書的なものがありまして、それは見ます。

○委員 それは向こうが出してきたものですね。

○事務局 そうです。

○委員 それだけで、興信所など外部の機関によってリサーチしてもらうことはないのですね。

○事務局 いわゆる裏をとっているのかというと、確かにそこまではしていないのが現状です。

○委員 もう1点お聞きしたいのですが、法人監査は全部の園に毎年入りますね。ですから、ここの園も、令和2年度に必ず入りますね。

○事務局 必ず施設監査に参ります。社会福祉法人本部の監査は、昨年度から法人本部の監査を所管する部署が監査に入っておりまして、皆様ご心配のように初めて立ち上げた法人ですので、様々なことをきめ細かに指導している最中と聞いています。

○会長 法人監査は経理などが中心のイメージを持っているのですが、運営の中身については保育の専門の人も監査に入ることではないのでしょうか。

○事務局 私どもの課が所管する施設監査は、運営が始まってからの監査になりますが、保育及び処遇面は保育士が見るような形でしています。

○委員 分かりました。結構です。

○会長 それでは、この件については、色々と不安も残るので、そこは監査も含めてフォローをお願いするというので、よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○委員 認可されてうちの協会に入られたら、仲間としてお互いに切磋琢磨していかないといけないのですが、最初に申し上げたように、前のときにも同じ意見を申し上げていますので、次回からということではなしに、こういう審査の資料として何が必要なのかについて深刻に受け止めていただきたいと思います。形だけならやめたらいいと思います。それは誰のためかという、子供たちのため、保護者のため、運営者としてはそこまで責任を持っていますので、そういうことはきちんとしていただきたいと思います。

○会長 その点はよろしく申し上げます。

それでは、次の案件がありますので、移らせていただいでよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○会 長 貴重なご意見たくさんいただきまして、ありがとうございました。

ここで事務局の入れかえがあります。

議事（２）子ども・子育て支援プランの評価方法等について

○会 長 議事（２）「子ども・子育て支援プランの評価方法等について」です。事務局から説明をお願いします。

○事務局 資料集9ページの「1.子ども・子育て支援プランとは」をご覧ください。

①計画の概要については、本計画は、本市の子供・子育て支援施策の包括的な計画で、本市の施策の方向性や目標を定めたものです。当分科会や子ども・子育て会議からご意見をいただき、平成30年度から令和6年度までの計画期間内に重点的に取り組むべき8つの施策を「重点施策」として位置付けています。次の表が8つの重点施策の一覧です。一番左の列に施策分野を記載しており、8つのうち3つが子供への支援、4つが子育て家庭への支援、1つが子育てしやすい社会づくりについてです。

計画の具体的な内容については、別冊の参考資料集の3ページ以下に子ども・子育て支援プランの冊子から重点施策の記載部分を抜粋したものを用意しましたので、審査の際は併せて参考をご覧ください。

②計画の進捗管理については、当分科会や子ども・子育て会議で進捗状況について報告した上で、評価やご意見・提言を受けて、今後の計画の着実な推進や施策の実施に生かしていきたいと考えています。

資料集10ページをご覧ください。

2、計画の評価にあたっての社会福祉審議会児童福祉専門分科会と子ども・子育て会議の役割です。

子ども・子育て会議では、子ども・子育て支援新制度を中心とした施策、この社会福祉審議会児童福祉専門分科会では社会的養護、ひとり親家庭支援、児童虐待防止の3施策に特化して審議を行っていただいでいたため、子ども・子育て支援プラン策定にあたっては、8つの重点施策についてもその役割分担で計画案を審議していただきました。9ページの重点施策の表のうち、施策1～5と8が子ども・子育て会議で、施策6・7がこの児童福祉専門分科会で審議していただいた内容です。

そこで、計画の進捗及び評価についても、計画案を審議していただいたそれぞれの機関をお願いしたいと考えています。

次に、10ページの下、「3.子ども・子育て支援プランの評価方法について」をご覧ください。事務局案を説明します。

まず、評価は重点施策単位で行います。事務局から、前年度の実施内容、自己評価、課題や今後の方向性について報告しますので、その報告を踏まえて評価やご意見・提言をいただきたいと考えています。

評価のポイントとしては、実施状況は量や質の観点から適切であるか、事務局における課題や今後の方向性の認識が適切であるか、また、来年度以降に実施していただく評価では、今回いただいた評価やご意見を反映・改善できているかという観点からご意見をいただきたいと考えています。事務局では、この評価、ご意見・提言を踏まえて施策を推進し、次年度にはその評価等をどのように反映させ、改善しているかを報告します。

次に、11ページをご覧ください。

「4.今後のスケジュール」です。8つの重点施策について、1月31日と2月13日の子ども・子育て会議評価検討ワーキンググループと、本日の社会福祉審議会児童福祉専門分科会でそれぞれ評価していただく予定にしています。

評価方法等についての説明は以上です。

○会 長 平成30年度からスタートしました 子ども・子育て支援プランは、ちょうど丸1年経過しまして、今年度から各施策の進捗状況などを評価することになります。

具体的な評価は次の議事(3)で行うことになりますので、ここでは、事務局からご提案のあった評価方法についてご意見をいただき、評価方法を確定させたいと思います。ご意見、ご質問をお願いします。

〔発言者なし〕

○会 長 評価方法は事務局案どおりでよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○会 長 それでは、評価方法については事務局案を進めたいと思います。

議事（3）子ども・子育て支援プランの評価について

○会 長 続いて、議事（3）「子ども・子育て支援プランの評価について」に入ります。事務局からご説明いただいたとおり、この分科会では、重点施策の「子供の貧困対策及びひとり親家庭支援の充実」と「児童虐待防止対策の充実」の2つの分野を評価することになります。中身が結構多岐にわたりますので、それぞれ時間を区切って評価を行いたいと思います。

まずは、「子供の貧困対策及びひとり親家庭支援の充実」について事務局から説明をお願いします。

○事務局 資料集30ページをご覧ください。

重点施策6「子供の貧困対策及びひとり親家庭支援の充実」です。

ここで一旦、計画内容について振り返りをさせていただきたいと思います。別冊の参考資料集35ページを併せてご覧ください。

参考資料集35～42ページに「子供の貧困対策及びひとり親家庭支援の充実」について記載されており、また、43～48ページには「児童虐待防止対策の充実」について計画内容を抜粋して記載しています。

参考資料集38ページをご覧ください。

ここからは、「子供の貧困対策及びひとり親家庭支援の充実」の課題解決に向けた取

組みを記載しています。

38ページの下段、「(1)学習・進学への支援」の「①ひとり親家庭への学習支援」の項目には、「ひとり親家庭の子供が、将来、社会で自立した生活を営むために学習支援事業に取り組みます」と取組内容を記載し、一番下に学習支援事業の利用者数の平成36年度(令和6年度)の目標値を記載しています。

このように、計画内で目標値を設定しているものについては、資料集30ページの上部の「①活動指標」として掲載し、平成28年度～30年度の実績値と令和6年度の目標値を掲載しています。

再度、参考資料集38ページをご覧ください。

中段、「(1)学習・進学への支援」の実施にあたっては、「①ひとり親家庭への学習支援」、次のページの「②生活困窮世帯対象学習支援事業の拡充」、「③ 学校や地域における各種学習支援」の3つの取組みを掲げています。

資料集30ページに戻っていただきまして、中ほどからは、「②施策の進捗状況等」の報告として、これらの取組みの単位でそれぞれの実施内容と自己評価、課題や今後の方向性を記載していますので、これら活動指標や施策の進捗状況から評価をお願いしたいと思います。

改めて資料集30ページの内容を説明します。

「①活動指標」には4つの項目を挙げています。

指標の1つ目は、ひとり親家庭への学習支援の利用者数です。この事業は、平成30年度から開始していますので、平成28年度、29年度の実績値は空欄となっています。目標値40人に対し平成30年度の実績は32人でした。

次に、指標の4つ目、子供の貧困対策を推進するための全庁組織である西宮市子供の生活応援連絡調整会議などの開催回数については、平成28年度が2回、29年度が2回、30年度が1回となっています。

次に、「②施策の進捗状況等」です。

まず、「(1)学習・進学への支援」です。

項目欄の1番目は、「ひとり親家庭への学習支援」です。実施内容は、ひとり親家庭かつ低所得者である児童扶養手当の全部支給世帯のうち中学3年生を対象に、市内2か所で開催しました。

次に、2行目の「生活困窮世帯対象学習支援事業の拡充」は、生活困窮世帯の中学2年生及び3年生を対象とした事業です。一番右側の列の課題や今後の方向性として、先ほど説明したひとり親家庭への学習支援事業と類似事業であり、統合を視野に入れた研究を進めているところです。

31ページをご覧ください。

「(2)生活の支援」です。

項目欄の1行目は、「スクールソーシャルワーカーの拡充」です。実施内容としては、子供の抱える諸課題に迅速かつ適切に対応するため、スクールソーシャルワーカーを3名配置し、学校からの要請を受けて派遣しています。今後の方向性としては、兵庫県が今年度中を目標に、政令市・中核市を除く全中学校区にスクールソーシャルワーカーを配置するとしており、その動向を注視しながら拡充を検討します。

次に、「(3)保護者への支援」です。

次のページの項目の1行目は、「周知・広報の充実」です。他市では子供や家庭の状況に応じた様々な支援施策を行っていますが、支援施策の情報が支援を必要としている家庭に届いていない可能性が見受けられたことから、計画では、子育てアプリ「みやハグ」を活用し、効果的に周知広報を行うこととしていました。実施内容としては、ひとり親家庭向けの事業案内を、平成29年度は3件、30年度は2件、プッシュ通知により周知しました。そのほか、ひとり親家庭に限定していない事業についても積極的にプッシュ通知を活用しており、全体の件数としては、平成29年度が138件、30年度が122件となっています。

次に、「(4)経済的支援」です。

「就学奨励金の拡充」では、小学校、中学校の入学時に必要となる用品の費用について、これまでは入学後の7月ぐらいに支給していましたが、平成30年度から入学前に前倒しして支給するよう改定しました。

次に、「(5)関係機関の連携」です。

33ページの項目の2行目は、「子供の貧困に関する研修会の実施」です。保健所、要保護児童対策協議会（以下「要対協」という。）と共催し、貧困家庭の視点も盛り込んだ研修会を実施しました。今後も、子供の貧困問題について市の職員等関係者へ広く知ってもらおう機会を提供していきます。

「子供の貧困対策及びひとり親家庭支援の充実」に関する説明は以上です。

○会 長 ただいま事務局から「子供の貧困対策及びひとり親家庭支援の充実」について説明をいただきました。施策の進捗状況などについてご意見、ご質問を頂戴したいと思います。

○委 員 ひとり親家庭への学習支援については、生活困窮世帯への学習支援と並べて書いてあります。もともとは生活困窮世帯のほうしかなく、それも中学3年生だけだったので、私は、本会議でも何度かこれを取り上げて、3年生から始めたのでは遅い、もっと早く2年生あるいは1年生からできるようにしてくれと申し上げて、とりあえずは2年生から受け入れられるように広げていただきました。同様に、ひとり親家庭のほうは3年生だけです。これがなぜ分かれているかということ、生活困窮世帯のほうは生活保護世帯で、もちろん重複する方もおられますが、ひとり親家庭のほうはひとり親という類型で、補助金の出どころも違うということだと思います。これも類似の事業なので一緒にして、どこに参加するかは対象者がチョイスできるようにしていただけたらいいと思います。この生活困窮世帯とひとり親家庭の学習支援は一つにするよう研究を進めていると書いてありますが、これはできそうな感じですか。

○事務局 この段階では「研究」と書いていますが、統合することは両課とも一致していますので、こういった形で統合していくかの協議を進めているところです。

○委 員 これについては、目標値を超えてきて、順調に増えてきているとお聞きしていますが、生活困窮世帯とひとり親家庭では仕組みが違います。特に生活困窮世帯のほうは、関学の先生にかなりご支援いただいて成り立っている部分があって、そのあたりの事業のやり方が違うので、そこをうまくミックスして実施していただきたいと思いません。

ひとり親家庭のほうは中学3年生だけになっていますが、統合することになれば当然それも一緒にしていけないと思います。理想から言えば、勉強する癖をつけることが大事ですから、小学校高学年ぐらいからできるのが一番いいのですが、そこまではすぐには無理だと思いますので、少なくとも中学2年生や1年生から受けてもらえるような形にぜひ拡張していただきたいと思います。

もう一つ、この指標には入っていませんが、今、高校はほぼ義務教育化していますので、この事業を受けた方々が高校に進学して卒業までしていただくことが大事だと思います。これも理想形を申し上げると、全員が高校進学して卒業までフォローしてもらえれば完璧な形になると思っています。すぐには無理だと思いますが、中学を卒業して終わりではなく、まずは全員高校進学を目指していただきたいです。この4月から高校は私立でも一定の無償化になりまして、希望すれば全員が進学できますので、そういう意味では高校卒業を見届けるぐらいまでやっていただければ最高の理想形になると思います。一挙には無理だと思いますので、まず中学2年生、1年生まで広げて、あとは高校卒業までフォローしていただくような仕組みをぜひお願いしたいと思います。

もう一つ、親のほうです。親が教育に全く無関心、あるいは子供に例えば朝ご飯を与えないなどの家庭は、どうしても勉強する環境にないので、そういう親に対する指導というか、そういうことができる仕組みもつくっていただければと思います。

○事務局 今年度、ひとり親家庭のほうについては申し込まれた方が79人でした。かなり想定よりも上回った人数でしたので、学年を広げていくことは難しいところではありますが、生活困窮世帯のほうで既に中学2年生を対象にしていますから、こういった形で統合してやっていくかを詰めているところです。小学校ぐらいまでという意見は多々いただいていますので、そのあたりについても今後の課題として考えていきたいと思っています。

ひとり親家庭のほうでは、昨年受けた生徒全員が高校に進学しておられます。それと、2か月に1回になりますが、進学してからも連絡はとっています。

親への指導については、三者面談をしまして、そのときに事業者のほうから保護者に対して家庭の教育についてお話をさせていただいています。

○委員 色々やっていただいております。高校卒業までをぜひ見届けていただけるような形をお願いしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○委員 何点かあります。

まず、「学習・進学の支援」のくくりの中で、学習意欲を高めたり子供が学ぶ機会を持つことはすごく重要ですが、参考資料集には、ロールモデルと出会うきっかけをつくったり、子供の自己肯定感を高める、そういう成長をサポートしていきたいとか、学校や地域へも助言することの働きかけを行うことが書かれています。ただ、自己評価においては、子供の学びの部分や学習する機会を与えたことだけにとどまっていて、子供たちへのアプローチとして子供にとってどうだったのか、子供たちの自己肯定感を高めることができたのか、ロールモデルに出会えるきっかけになっているのか、また、子供たちが暮らす地域や学校に対して子供たちの状況をきちんと働きかけができたという評価がどうなっているのかを質問したいと思います。

次に、「生活の支援」のところではスクールソーシャルワーカーの拡充と書かれてい

まして、西宮市ではスクールソーシャルワーカーの配置も進んでいるということです。スクールソーシャルワーカーが学校と関係機関との連携を図るなど支援を強化していると書かれていますが、そもそもスクールソーシャルワーカー自体の力はどの程度出ているのですか、スーパーバイザーが入っているのは伺っているのですが、その方との連携でスクールソーシャルワーカーがソーシャルワークできているのかどうかという部分をどのように評価されているのかを知りたいと思います。

とりあえずその2点について伺いたいのでお願いします。

○事務局 「学校や地域における各種学習支援」の中での取組みについてお答えします。

この事業は、具体的には教育連携事業、放課後子供教室事業、子供の居場所づくり事業の3つの事業を指した項目ですが、この3つの事業は、いずれも貧困対策という趣旨で行っている事業ではなく、どちらかと言うと家庭学習の機会を学校や地域の中に提供しようという事業です。とはいえ、すべての校区にお住まいのお子さんを対象にした事業ですので、少なからず貧困の家庭のお子さんも含まれているというところで、この計画に盛り込まれています。

この事業の狙いは、子供たちの自主学習を通して子供たちの学ぶ意欲を持ってもらう事です。自主的に学習に取り組めない子もいらっしゃいますので、家で一人で宿題をこなさいと言うだけではなく、みんなが集まってお互いに高め合う中で学習意欲が生まれる事例もありますことから、こういった機会を通じて貧困の家庭のお子さんも含めて、子供たちが学ぶ意欲の動機付けにつながればと捉えて事業を展開しています。

放課後子供教室については、地域のほうで主体的に担っていただいている事業ですが、こちらも貧困対策というよりはすべての地域の子供に向けて色々な体験を通して子供たちを育もうというものです。地域に対しては、学習を支援することでより幅広く子供たちが学びの機会の恩恵を受け、それが貧困家庭のお子さんの塾に行っていない分の学習機会の増加につながることもあるとの助言をしており、また、今後どのような事業を展開しようかという相談があったときには、この地域ではこういうメニューもあるという情報提供をする事ができていると評価をしています。

○事務局 目指す将来像としての大学生などとの交流の場としては、講師については、一般の大人の講師とともに、大学生の講師も派遣していただくように依頼していますので、そういった形で大学生との交流はできていると思っています。また、昨年3月に卒業した生徒を対象に、今年の夏、関西学院のほうに大学見学ツアーを企画して、生徒と保護者とともに大学を見学してきました。いい機会だったと一定いい評価をいただいています。

子供もそうですが、保護者に対しても、昨年3月、学習支援が終わって中学を卒業した後に、保護者と生徒にアンケートをとりまして、どのように思われたかと聞きました。全員高校に合格したのですが、合格して入学できたことで本人にとっては一定の自己達成感にはつながっていると考えています。

○事務局 私の厚生第1課では生活困窮世帯対象の学習支援事業を行っていますが、この事業を関西学院大学の教授の方をお願いして、現役の大学生に生徒を教えていただいています。その学習支援の中で実際に大学生に教えてもらっていますので、将来的にはこういう大学生になりたいなどの将来像を現実的に見ていただくことによって、子供た

ちの自己肯定感などが高まればいいなと希望を持って事業を進めています。

また、どのように評価するのかというご質問がありましたが、現実問題、評価はなかなかできていないのが現状です。

○委員 学習の機会・場所を設けることは大変重要だとは思っています。ただ、場所を設けるだけではなく、そのお子さんが意欲を持って来られる環境づくりもすごく重要だと思っています。大人がよかれと思ってやっていることが本当に子供たちにとってどうなのかを振り返りながら進めていただきたいと思いますので、「学習・進学支援」の部分ではそのようにお願いしたいと思います。

スクールソーシャルワーカーのことについてお願いします。

○事務局 スクールソーシャルワーカーは、本年度より5名に増員して学校保健安全課に配置していきまして、週4日の勤務で市内20校の中学校区を5名が4校区ごとを担当して巡回するような形で、学校からの要請に応じて対応しているところです。

スクールソーシャルワーカー自身がソーシャルワークをできているのかというご質問については、まず、実態としては5名でもまだ足りないという印象を持っています。学校の要請に応じてケース会議に出席したり個々の事案に対応しているわけですが、とにかく目の前で起こっている事案に対応する必要が出てきますので、関係機関との間をコーディネートするよりは、目の前にあることに対応する件数が多過ぎてうまく回っていない、機能していない現状があります。

それと、スクールソーシャルワーカーは、臨床心理士の立場の方と社会福祉士の立場の方がおられまして、それぞれの得意分野のようなものがあるようです。また、学校側としても、スクールソーシャルワーカーに対応してもらう事案なのか、あるいはスクールカウンセラーが担当して相談に当たる事案なのかという住み分けがうまく理解できていない部分がありますが、事案は目の前にありますから、スクールソーシャルワーカーのソーシャルワークする仕事よりも、スクールカウンセラーのような形で対応してしまっているような報告がたくさん上がってきます。そのあたりは、学校側への周知、あるいはスクールソーシャルワーカーご自身の考え方などがこれからの課題だと考えています。

現在、中学校区ごとに配置していますが、事案の件数としては小学校の虐待や不登校の事案が多いですので、中学校区の中の小学校に拠点を置いて、要請があればその学校に行くような形で対応しています。

○委員 これからスクールソーシャルワーカーは増えていくと思っていますが、人数というよりはその人というか、スクールソーシャルワーカー自身がどういった動きができるかで子供へのアプローチも変わってくると思っているので、スクールソーシャルワーカーがどう動くべきなのかをきちんと整理しておいて、人を増やしてほしいと思っています。自己評価の中の「支援を強化しています」よりも前の段階のところをしっかりと押さえていただけたらいいと思っていますので、よろしくお願いします。

○会長 今のご質問に関して教えていただきたいのですが、現場ではスクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラーの役割をめぐって、混乱というかフェジーなところがあるとおっしゃいました。ここにはスクールソーシャルワーカーしか書かれていませんが、西宮市としてはスクールカウンセラーの配置もあるわけですね。

○事務局 スクールカウンセラーは、県からの配置として全20中学校と小学校のうち13校に県の職員として配置されています。配置のない小学校については、本課に配置している3名のスクールカウンセラーが巡回するような形で対応しています。

○会 長 それで混乱しているということは、スクールソーシャルワーカーの数が少ないので、スクールカウンセラーがカバーせざるを得ない実態があるということでしょうか。

○事務局 逆です。スクールカウンセラーの数が足りなくて、規模の大きな学校なら相談が3か月待ち、4か月待ちという状況が実際に起こってしまっていて、カウンセラーの相談が間に合わない場合に、学校側としてスクールソーシャルワーカーに事案を報告する中で相談に当たってしまっている現状もあります。

○会 長 カウンセラーも絶対数が不足しているのはスクールソーシャルワーカーと同じだと思いますが、スクールカウンセラーの充実のほかの重点施策で出てくるのですか。

○事務局 スクールソーシャルワーカーのもともとの仕事内容は、子供たちの生活など社会福祉に働きかけることを目標に設置されているものですので、福祉の部門では出てくると思います。スクールカウンセラーは、どの部門の重点施策で出てくるかというよりも、学校教育全体の施策を進める上で切っても切り離せないものですし、国のほうが打ち出しているチーム学校などにもしっかりと位置付けられていますので、そのあたりの施策の中で重点的にやっていくというようにご理解いただきたいと思います。

○会 長 分からなくはないのですが…。

○委 員 子供の貧困対策という部分で、学校が中心になって子供にアプローチしていきましょうという学校のプラットフォーム化も言われていると思うので、スクールソーシャルワーカーだけではなく、学校全体がどう関わっていくのかをもう少し具体的に示していただけるほうがいいのかもわからないのかなと思ったりしています。

○会 長 そうですね。生活困窮やひとり親という色々なハンディキャップを抱える中で、子供自身が精神的に傷ついたり、色々なメンタルな課題を持っていると思います。ですから、スクールソーシャルワーカーが出てくるのであれば、スクールカウンセラーも当然重点施策の1つの項目として上がってきてもいいのではないかと思います。

○委 員 色々あったときに、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーとの利用の仕方というか、そういうことが分かっている感じが先生方の中であって、カウンセラーは大体分かりますが、ソーシャルワーカーはどのように使っていくかが先生方にきちんと周知されているのかが不安なところがあります。学校の中で、どのようにスクールソーシャルワーカーを使って子供たちのことに対応していくかについての研修みたいなものは行っていらっしゃるのですか。

○事務局 配置する際に、スクールカウンセラーはどのような役割で、スクールソーシャルワーカーはどのような役割で、スクールソーシャルワーカーは、よく学校でケース会議を開きますが、色々な社会の関係機関をその場に招集したり調整したりして、子供たちの問題に働きかけていく役割であることは説明しています。ただ、それでも学校現場で混乱を来していたり、あるいは、スクールカウンセラーに相談したいが、いつまで待ってもなかなか無理なので、「こういう事例ならどうなるのでしょうか」という相談を学校が持ちかけてみたりするところがあります。そのあたりの説明はこれからも周

知徹底していかなければいけないと思っていますし、限られた範囲内で配置していくことはなかなか難しいところがありますが、やはり必要度はこれからも訴え続けていかなければいけないと思っています。

○委員 絶対に必要なことだと思います。もちろん数ももっと配置していただきたいし、どのようにしてつないでいけばいいかが先生方によく分かっていただけるように研修などをしていただけると、お困りになることも少ないと思いますので、よろしく願いします。

○会長 どちらも必要ですね。

○委員 どの立場で発言しようかなと思いつつ、審議会の委員として発言します。

スクールソーシャルワーカーについては、今の学校の現状から考えると絶対数が少な過ぎると思います。予防的に関わる必要があるケースでも、そうはできなくて、深刻化してから関わらざるを得ないこともあります。スクールソーシャルワーカーとスーパーバイザーとの会議に私も参加しましたら、スーパーバイザーの方からは、厳しく「そういう関わり方ではだめですよ」というスーパービジョンをきちんとされているので、専門性を高めていく努力はされていると思います。ただ、5名しかいらっしゃらないので、これでカバーしようと思うと大変ですし、学校に行かれても、学校長の考え方とソーシャルワーカーの考え方のずれもあります。学校長の中で役に立った経験のある方はうまく使われるのですが、そういうことに慣れていない方は、それこそカウンセラーとソーシャルワーカーの違いが分からずに、うまく依頼できない現状はあると思います。そこをなんとかしていかなければいけないと私も思います。ある意味、学校現場は、「課題や今後の方向性」に書いてあるような「兵庫県の動向を注視しながら」という悠長なことを言っておれない状況ではないかと思います。注視しないで「やる」という覚悟を決めることは中核市としての責任だと思いますので、そこに予算を割いて増員して、人数が増えてくるとスクールソーシャルワーカーの資質が上がることも可能になってくると思います。少なくとも中学校全校配置をしていただけたらいいのではないかと私は思います。現場を見せていただいてそのように感じました。もちろんカウンセラーも足りないのですが、そういう意味では、今後そのあたりのサポートをぜひお願いしたいと私からも申し上げておきたいと思います。

もう1点、ひとり親家庭と生活困窮世帯の学習支援のことですが、子供にとっては、「うちはひとり親やからこの制度を利用している」とか「うちは生活困窮世帯やからサポートを受けている」みたいなところはないのか、あるいは「友達も行っているし、学習塾に行きたいけど、うちはお金がないから行けない」という子供たちの気持ちはないのかなと思います。

これは予算的には難しいことかもしれませんが、例えば施設入所のお子さんは、今、学習塾などに通う費用の補助があります。そういう形で自分の勉強したいことを学習しに行く機会を提供するのであれば、例えば週に何回か定期的に通えるような補助を出してあげるとか、そういうことを子供たちに提供すると、選択肢が増えるのではないかと思います。

あるいは、制度のぎりぎりのところで、収入的には少し上回るから利用できないということもないのかなと思いますので、もっと幅を広げるような施策を今後考えていけな

いかなと少し感じていますので、ご検討いただければありがたいと思います。

○会 長 ほかによろしいでしょうか。

〔発言者なし〕

○会 長 貴重なご意見をありがとうございました。

次に進みまして、「児童虐待防止対策の充実」について事務局から説明をお願いします。

○事務局 重点施策7「児童虐待防止対策の充実」について説明します。

進捗状況の説明の前に、児童虐待に関する現状について説明しますので、参考資料集の44ページをご覧ください。

図表4-29の児童家庭相談件数の推移では、折れ線グラフは全国の件数で、単位は千件です。平成24年度は1万7,000件であったところ、30年度は16万件となっています。棒グラフは本市の状況で、各年度2本の棒グラフがあり、左側が全体の件数、右側は全体件数のうち虐待に係る件数で、単位は1件です。直近数年は、増減はあるものの、平成30年度の相談件数は24年度と比べて約400件増加しています。

次に、図表4-30の児童家庭相談体制の推移では、先ほどのグラフは件数でしたが、こちらは相談回数となります。各年度2本の棒グラフのうち、左側が全体の回数、右側は全体の相談回数のうち虐待にかかる相談回数です。相談件数のほうは平成24年度から30年度にかけて400件増加しましたが、相談回数は、平成24年度の1万5,088回に対し30年度は2万6,703回と急激に増加しています。1つの案件に対し相談回数が1.5倍に増えている状況です。

45ページの図表4-31では虐待種別の推移、図表4-32では虐待を受けている子供の年齢の推移、また、46ページの図表4-33では主たる虐待者の推移をお示ししています。

資料集の34ページをご覧ください。

重点施策7「児童虐待防止対策の充実」に関しての「①活動指標」は、児童虐待予防や対応に関する研修回数です。目標値の2回に対し、平成30年度は1回にとどまっています。

「②施策の進捗状況等」の「(1)児童虐待予防」です。

項目欄の1行目の「居住実態が把握できていない児童の全件把握」は、実施内容として、教育委員会、保健福祉センターと定期連絡会を開催し、対象児童の管理に努めています。今後の方向性としては、出入国在留管理局、医療機関、他府県の自治体との連携強化を図り、速やかな把握を目指しています。

次に、「(2)児童虐待相談の支援」です。

項目欄の1行目の「児童虐待予防対応マニュアル活用の推進」は、平成28年度に作成したマニュアルを研修会や学校、保育所等の巡回時に配付し、周知を行っています。来年度には、緊急対應用ハンドブックを作成する予定にしています。課題と今後の方向性は、担当者の変更などでマニュアルや対応方法の引き継ぎがスムーズにいかないケースもあり、緊急対應用ハンドブックを配付する際に改めて周知徹底を図っていきます。

次に、35ページの「(3)児童虐待対応に向けた連携強化、体制強化」です。

項目欄の1行目の「相談体制の強化」は、冒頭で説明したとおり、1つの案件に係る相談回数が増加していることから、相談体制を強化しました。実施内容としては、平成

28年度は係長を含めて9名体制で行っていましたが、現在は13名体制で業務に当たっています。

また、項目欄の2行目、本市ではより専門的な相談対応や継続的なソーシャルワーク業務を行う子ども家庭総合支援拠点を整備するため、職員体制の確保、施設整備、拠点の機能について検討を重ね、早期設置に向けて努めたいと考えています。

「児童虐待防止対策の充実」についての説明は以上です。

○会 長 それでは、ご意見、ご質問を頂戴したいと思います。

○委 員 子ども家庭総合支援拠点の整備についてお伺いします。

これは、規模が大きいものや中ぐらいのもの、小さいものという形でさまざまな種別があったと思いますが、今具体的にどういったことを構想されているのかをお聞きします。

もう1点は、拠点の整備について、例えば子ども家庭センターや児童養護施設をされている社会福祉法人などにご意見を伺っているのかを教えてください。

○事務局 まず、総合支援拠点の規模は、各市の児童人口によって小規模、中規模、大規模と分かれます。西宮市の場合は大規模で考えています。

拠点整備についてどのような形で拠点をつくっていくかですが、できれば来年度に人員を確保して、再来年度以降になります。拠点を整備するにあたっての準備の担当を置いて検討をしていきたいと考えています。

○会 長 整備にあたってほかの機関や施設の意見を聞いているかという質問です。

○事務局 児童相談所からは様々なご意見をいただいています。ただ、児童養護施設等、施設のほうからは今のところ意見等は聞いていません。

○委 員 大規模なものが具体的にどういうものかのイメージがつくようにもう少し説明していただけますか。

あと、子ども家庭センターのほうからどういったご意見をいただいているのですか。

それと、これは意見ですが、市内にある福祉施設、社会福祉法人の意見をぜひ聞いていただきたいと思いますので、お願いします。

○事務局 大規模の拠点は、職員の配置数が定められていまして、まず、子供家庭支援員が5人、心理担当職員が2人、虐待対応相談員が4人ですが、これに全国の児童数に対する虐待件数の率と西宮市における児童数と虐待件数の率を比較して、加配が付く形になります。

○委 員 これは国の予算ですか。

○事務局 補助は出ます。

○会 長 子ども家庭センターからの意見はどうでしょうか。

○事務局 児童相談所のほうから一番言われているのは、早く設置しなさいということです。あと、設置にあたって特に母子保健のほうとの連携を十分考えて設置してくださいと言われています。

○会 長 子ども家庭総合支援拠点は、かなりハイリスクのケースがメインになってこようと思いますが、やはり予防を考えると、子育て世代包括支援センターが平成28年の改正で法定化されまして、その拡充と連携が欠かせないと思います。子育て世代包括支援センターについての記述も見当たらなかったのですが、ほかのところにありますか。

ただ、虐待の予防を考えれば、そのあたりは極めて大事ですから、重複してもいいから記述しておいたほうがいいと思います。

○委員 会長がおっしゃったように、子育て世代包括支援センターは、西宮市のイメージでは、どちらかと言うと、母子保健とのつながり、対峙からのサポートということを中心に考えられていて、それはそれで大切なことですが、やはり虐待対応のベースになるところでもあるので、かなり強い連携を持って、重なる部分を多くしたほうが無駄にならないと思います。私は、本来は1か所でいいと思っています。

もう一つ、深刻なケースの場合、緊急一時保護をしなければいけないので、具体的にそういう場合にどうするのかであるとか、人数的に言うと、トータルすると今の体制よりも減るのではないかと思ったりするのですが、そういう具体的なところを考えていただき、それを早くしていただけたらと思います。

もう一つ、西宮市の場合、児童関係の24時間対応型の施設は、うちを含めて3か所あります。ですから、そことの連携というか、24時間対応するような電話相談もしていますが、そういうところも含めた制度整備も考えていただければと思います。

これは話が逸れるかもしれませんが、私たち児童養護施設では、ここ数年、兵庫県から児童育成の計画を求められているときに、児童の養育は小規模化して全部外出しにして、今ある機能をセンター的なものにしていきたいという計画を県に提出しているのですが、そういうことの連携も今後考えられるのではないかと思います。北の善照学園さんと南のうちと母子とでそういうこともカバーできるかなと思います。ですから、市だけでやるのではなく、民間の色々なものを利用しながら運用していくことも西宮市の特徴としてできるのではないかと思います。こちらの負担は多くなりますが。

○会長 私はキーワードを考えていたのですが、3つのキーワードが大事ななという気がしています。

1つは「ポピュレーションアプローチ」、広く網をかぶせることです。ハイリスクなケースへの対応はもちろん大事ですが、予防を考えるとポピュレーションアプローチで、それを考えると子育て世代包括支援センターの役割は極めて大事だろうと思います。

2つ目は「アウトリーチ」です。相談に来られる人はまだましで、家の中で悶々と悩み続けている、苦しんでいる人がいますから、それを考えると、向こうから相談に来るのを待つのではなく、こちらのほうからアウトリーチしていくことが大事になります。

つまり、ポピュレーションアプローチで広く網をかぶせて、そこにかかってきた人に対してはこちらから積極的にアウトリーチでアプローチしていく。それと、●●委員がおっしゃった「機関連携」です。市だけでやるのではなく、地域の色々な資源を活用・連携しながらやっていく。この3つがキーワードだという気がしました。

○委員 学校と市と警察と児相との連携というのはどのようにされていますか。情報は一定のレベルを引いて共有されているのか、全件という話もありますが、どういう感じでしょうか。

○事務局 要対協の構成員の場合は情報共有していいと法令で定められていまして、学校、市と所轄の警察はすべて構成員ですので、情報は共有しています。

○委員 児相は入らないのですか。

○事務局 児相も入っています。

○委員 あとは要望ですが、子ども家庭総合支援拠点について、同じ中核市の姫路市、尼崎市では既にできていますし、明石市は児相を持っています。児相をつくるのは将来的な課題だとは思いますが、とりあえず子ども家庭総合支援拠点は、この子ども・子育て支援プランに記載していますので、ぜひお願いしたいと思います。

○委員 私が話をするのもあれですが、今年度、要対協では研修を2回行って、そのうちの1回では、警察と弁護士からお話を聞きました。警察が直接介入する体制になっていますので、その方向性についての説明をしていただき、弁護士からは今の法制度についてのお話をさせていただいて、その後にグループワークをしました。5～6人ずつのテーブルに色々な立場の代表者が入られて、例えば学校の先生と生活保護の担当者が一緒になったところでは、「こういうサポートはこういうところに言っていけばいい」など、今までよりももう少し密な連携がとれるような研修を行いました。それを見ていると、今後そういうことをもっともっと重ねていかないといけないのではないかと思います。ただ代表者が集まって報告しているだけではなく、具体的なことをやっていくことが情報共有につながっていくのかなという感想を持ちました。

○会長 要対協の形骸化というか、特に代表者会議の形骸化が言われていますので、非常に貴重な情報提供をありがとうございました。

○委員 あと1点、学校に弁護士を配置するスクールロイヤーというものがありますね。教育委員会かどうかわかりませんが、そのあたりの動きはどうか。

○事務局 西宮市の場合は、教育委員会に1名の弁護士を、立場的には顧問弁護士のような考え方で配置しています。学校の中で色々な問題が起こったときに、学校保健安全課のほうに連絡をいただいて、その内容を弁護士に伝えてアドバイスをいただくような形、あるいは直接ケース会議等に出席していただくような形で対応しているところです。

○委員 その方は常勤ではないですね。

○事務局 常勤ではないです。

○委員 学校のことについて通じてらっしゃる方ですか。

○事務局 大阪弁護士会の子ども権利委員会の弁護士に対応していただいています。

○委員 (3)の中の「相談体制の強化」と「子ども家庭総合支援拠点の整備」の今後の方向性として、「さらなる体制強化が必要である」と「早期設置に努める」とありますが、これは並行ということではなく、最終的には含まれるということになっていくのですか。

○事務局 「相談体制の強化」の現状としては、相談員が足りていないという状況があります。そういうところで、人員の確保というところから相談体制の強化を挙げています。総合支援拠点については、法律上は努力義務ですが、国のほうが全市町村に対して2022年までにつくるように言われているところですので、これについても当然整備していかないといけないので、2段にはなっていますが、結局、体制の強化と支援拠点の整備はリンクしているところです。

○会長 「相談体制の強化」として、家庭児童相談員を増やされたとあります。これは児童相談所の児童福祉司もそうですが、人事異動で、2年、3年経ってやっとなり、左が分かってくると、また全然関係のない部署に去っていく、組織の中でもご自身の中でも専門性が蓄積されないような人事システムになっていることがよく指摘されます。西

宮市の家庭児童相談員は、専門職なのでしょうか。非常勤か常勤かも含めて教えていただきたいと思います。

○事務局 現状13名の体制ですが、係長2名と副主査1名については正規職員で、家庭児童相談員10名については非常勤の嘱託職員で、それぞれ社会福祉士や教師、保育士といった資格を持っています。

○会長 社会福祉士は分かりますが、教師は福祉の専門職とは専門分野が違うと思います。いずれにしても、子ども家庭総合支援拠点ができると、多分、家庭児童相談員はそちらに入っていくと思いますが、ただ嘆かわしいのは、国のほうも子ども家庭総合支援拠点の相談員は全部非常勤ベースになっているのです。予算的な制約の中で難しいと思いますが、少なくともスーパーバイザーができる人が育成できるような、つまり、定着することで専門性は蓄積されていきますから、全員が非常勤でこころ代われば、それこそスーパービジョンする人もいなくなりますので、できるだけ常勤化をお願いできたらと思います。保育所については国基準を超えて努力されていますので、こういった領域についてもぜひ努力をお願いできたらと思います。

○事務局 先ほど申し上げた支援拠点の人数は、常にいる人数になります。これが非常勤の場合ですと、当然人数は増えていきますので、本市の体制から考えますと、非常勤だと10人少しは要る状況になりますから、最低人数としても正規職員があと4人ぐらいは必要になってきます。正規職員の配置については、今、人事当局に要望をかけているところですので、今後確保していきたいと考えています。

○委員 毎年少しずつ増やして、ようやくここまで増えたのです。

○会長 全体に人を減らしていこうという中ですから、本当に大変だと思いますが、その努力は評価させていただきたいと思います。

○委員 西宮市の50万人近い人口からいくと、今でも本当に少ない人数です。

○会長 感覚的にも少ないです。

ほかにご意見、ご質問はありませんか。

〔発言者なし〕

○会長 それでは、本日の審議は以上にさせていただきます。皆さん、貴重なご意見を頂戴しまして、ありがとうございました。

事務局から連絡事項をお願いします。

○事務局 本日はどうもありがとうございました。

委員の皆様におかれましては、今年度末をもって3年間の任期が終了となります。4月に委員の改選がありまして、総会が4月17日に開催される予定と聞いています。

3年間、たくさんの貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。事務局を代表して、最後にこども支援局長の時井よりごあいさつ申し上げます。

○事務局 まず、議事(1)において、保育所の施設整備について資料が不十分だったこと、この場をおかりして改めておわび申し上げます。

本日いただきましたご指摘、ご意見等をしっかり踏まえて、今後の施設の運営、また、指導において十分留意していきたいと思っていますので、よろしくをお願いします。

さて、皆さんにおかれましては、本日はもとより、この3年間、大変お世話になりました。本当に貴重なご意見を多くいただきまして、ありがとうございました。

特に今回の議題にもあります支援プランについては、策定の段階から色々なご意見をいただきました。複数回にわたってご審議、ご意見をいただき、それにより本当に中身のある内容、計画になったと認識していますし、私どもとしては、このプランに沿ってしっかりと運営していきたいと考えています。

一方で、委員の改選が次年度にございます。残念ではありますが、任期が今回で終わる方もおられるとは思いますが、お立場は変わりましても、児童福祉行政に対して引き続きご意見をいただければ幸いです。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

本日はありがとうございました。

○会 長 それでは、本日の専門分科会をこれで終了します。ありがとうございました。